

東日本高速道路株式会社新潟支社所管施設の災害時における 災害応急復旧業務に関する協定書（案）

東日本高速道路株式会社（以下「甲」という。）、〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における東日本高速道路株式会社新潟支社所管施設の災害応急復旧業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予知できない災害等の場合に、甲が管理している施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害の応急復旧業務（以下「業務」という。）に関し必要な事項を定め、甲と乙が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、東日本高速道路株式会社新潟支社所管施設における災害発生箇所及び発生の恐れがある箇所とする。

（業務の内容）

第3条 乙が協力する応急復旧業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 災害時における所管施設の被災状況調査
- 二 被災した所管施設の応急復旧業務の遂行に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等の調達及び役務提供
- 三 甲への技術提言

（応急復旧業務計画書の提出）

第4条 乙は、本協定締結後速やかに応急復旧業務の協力に従事する連絡担当者名、電話番号、資機材等の種類及び数量、保管場所等を記載した応急復旧業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、あらかじめ甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定する計画書を毎年更新し、甲に提出するものとする。また、乙の計画書の内容に著しい変更が生じた場合は、変更の計画書を甲に提出するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲は所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るために必要と認めるときには、乙に対し応急復旧業務のための協力の要請を書面、電話等により行うものとする。

2 乙は、前項の出動要請があったときには、特別な理由が無い限り、これに応じるものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、第5条1項に基づく出動要請があったときは出来る限り速やかに所管施設の被災状

況を把握し、甲または甲の所掌する事務所の所長（以下「事務所長」という）の指示により、業務を実施するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲または事務所長は、第5条第1項に基づく要請に応じて出動した乙と工事請負契約を締結するものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を甲及び事務所長に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の期間は、令和3年8月1日から令和5年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに協定継続の意思確認協議を行い両者の合意ができた場合は期間を2年間として協定の更新を行うものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和3年　　月　　日

甲　　新潟県新潟市中央天神1-1 新潟プラーカ3 (4F)
東日本高速道路株式会社
新潟支社長　　水口 和之

乙　　○○県○○市○○町○○一○○
○○株式会社○○支店
○○長　　○○　○○

【別紙】

【担当する業務場所及び連絡順位表】

連絡順位	事務所名 (所在地)	路線名等	備考
	新潟管理事務所 (新潟県新潟市江南区亀田早通 3233)	日本海東北自動車道（新潟中央 JCT～荒川胎内 IC） 北陸自動車道（新潟中央 JCT～三条燕 IC） 磐越道（津川 IC～新潟中央 IC）	
	長岡管理事務所 (新潟県長岡市上除町野田 80)	関越自動車道（小千谷 IC～長岡 JCT） 北陸自動車道（三条燕 IC～柿崎 IC）	
	湯沢管理事務所 (新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 1159)	関越自動車道（水上 IC～小千谷 IC）	
	上越管理事務所 (新潟県上越市大字富岡字引田 1717-1)	北陸自動車道（柿崎 IC～朝日 IC） 上信越自動車道（信濃町 IC～上越 JCT）	

※R3.3.31 現在での事務所及び路線名等です。

※有事の際は、担当業務場所以外での応急復旧業務を担当していただく場合もあります。

※新規供用や名称変更が生じた場合は別途通知します。